

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画



2020

向日市教育委員会

京都府向日市

史跡長岡宮跡保存活用計画



2020

向日市教育委員会

序

向日市は、京都府南西部に位置し、面積が 7.72 平方キロメートルと西日本一コンパクトな市ですが、京都や大阪の大都市近郊に所在し、交通の便も良好であることから、古くから連綿と人々の生活が営まれてきたまちです。

なかでも、市域に広く分布する「長岡京跡」は、我が国の歴史を考える上で欠くことができない古代の都城遺跡です。

長岡京跡の大極殿など宮域の中核部で重要な遺構は、「長岡宮跡」として昭和 39（1964）年 4 月 27 日にはじめて史跡指定を受け、以来 56 年間で 11 回の地域追加指定を受け保存・活用・整備を行い、今後も史跡の拡充と拡大を図る所存であります。

向日市教育委員会では、「史跡長岡宮跡」を本市の歴史・文化遺産のシンボルとして、適切に保存し確実に次世代へと継承し、郷土の歴史や文化を学ぶことができる場として、また、本市の魅力を全国に発信できる場として整備し活用を図るため、「史跡長岡宮跡保存活用計画」を策定しました。

本計画が、本市の豊かな歴史と文化をご理解いただく上で、一助となれば幸いです。

末尾となりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導・ご協力を賜りました「史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会」委員の方々、文化庁及び京都府教育委員会をはじめ関係機関に厚くお礼申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

向日市教育委員会

例 言

- 1 本書は、京都府向日市に所在する史跡長岡宮跡の保存活用計画である。
- 2 本計画策定事業は、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金）の適用を受け、令和元年度事業として実施したものである。
- 3 本書は、史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会（委員名簿等は本文中に記載）により協議・検討され承認を受けた計画内容等を向日市教育委員会がとりまとめたものである。
- 4 本計画策定にあたっては、文化庁及び京都府教育委員会をはじめ関係機関の指導・助言を得た。
- 5 本書において、これまでに史跡長岡宮跡の保存、整備、活用の経過の中でその都度まとめてきた計画や報告等を京都府向日市が集約した。
これまでに、史跡長岡宮跡の保存活用計画に関し、取りまとめてきた主な計画・報告書等は、下記のとおりである。
 - 向日市総合計画
 - 第1次 昭和47年（1972）策定
 - 第2次 昭和57年（1982）策定
 - 第3次 平成3年（1991）策定
 - 第4次 平成13年（2001）策定
 - 第5次 平成22年（2010）策定
 - ふるさと向日市創生計画 平成28年（2016）3月策定
 - 向日市埋蔵文化財調査報告書第40集 平成7年（1995）3月刊行
 - 長岡宮跡保全整備基本構想 平成15年（2003）3月策定
 - 向日市埋蔵文化財調査報告書第87集 平成23年（2011）3月刊行
 - 向日市歴史的風致維持向上計画 平成27年（2015）2月認定、平成30年（2018）8月変更
 - 向日市歴史文化観光情報板設置基本計画 平成28年（2016）3月策定
- 6 本書に掲載した図版等は、京都府向日市教育委員会及び京都府向日市において作成、撮影したものである。一部、既知の文献や業績の成果を使用させていただいた。出典については、各図版等に併記している。
- 7 本書で用いた地図上の方位は、座標北である。これらの作図等に用いた国土座標値は、世界測地系平面直角座標系Ⅳによる値である。標高は、東京湾平均海面高度（T.P.m）で示した。
なお、現況図などで使用した地図は、史跡購入時の測量図や整備設計図等を変換したものに加筆して作成した史跡の概要を示すためのもので、土地境界や建築物の位置などを厳密に示したもので

はない。

- 8 本書に使用した用語の一部は、史跡長岡宮跡の特性を踏まえて用いたものがある。
- 9 史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会及び本書に係る諸記録は、向日市教育委員会において保管している。
- 10 本書の中で掲載した上位及び関連計画等は、令和2年（2020）1月31日現在のものである。
- 11 本計画は、今後の史跡長岡宮跡を取り巻く社会的環境等の変化により、必要に応じて再検討及び修正をおこなうものとする。
- 12 本事業に係る事務は、向日市文化財調査事務所が主管した。
- 13 本書の執筆は、向日市文化財調査事務所長渡辺博が行った。編集は、史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会委員及び同委員会オブザーバー並びに向日市文化財調査事務所所員（渡辺博、片山亮、橋本雅俊）が行った。
特に史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会委員の佐藤正知氏には、委員会終了後においても、本書の印刷正本完了まで校正内容をはじめ多岐にわたりご指導を得た。記して感謝を申し上げる。
- 14 「長岡宮跡」の呼称には、「ながおかきゅうせき」、「ながおかきゅうあと」、「ながおかみやあと」、「ながおかぐうせき」など多くあるが、史跡指定時の呼称は「ながおかきゅうせき」である。本書では便宜上「ながおかきゅうあと」と表記した箇所がある。
- 15 表紙、中表紙、裏表紙等の写真等は、下記のとおりである。
表紙 史跡長岡宮跡大極殿回廊地区保全整備 回廊復元アズマヤ（南西から）
中扉 史跡長岡宮跡大極殿回廊地区保全整備 埋蔵文化財発掘調査現地説明会風景（南から）
裏表紙 史跡長岡宮跡大極殿地区 復元体感アプリケーション「AR長岡宮」活用状況（ARモード）
長岡宮跡大極殿・朝堂院3D復元図より
- 16 下記の関係機関及び諸氏から指導・協力・理解等を得た。記して感謝の意を表したい。なお、個人名については、所属機関名を割愛した。

〔関係機関・個人等〕（順不同、敬称略）

文化庁文化財第二課、京都府教育庁指導部文化財保護課、京都府乙訓教育局、向日市議会、鶏冠井区、鶏冠井農家組合、公益財団法人向日市埋蔵文化財センター、株式会社空間文化開発機構、浅野啓介、池畑和子、伊藤元貴、梅本康広、國下多美樹、里見徳太郎、谷口大樹、玉城玲子、奈良康正、野中祐治、真鍋建男（故人）、山下信一郎ほか

目 次

第 1 章	計画策定の沿革と目的	1
第 1 節	計画策定の沿革	1
第 2 節	計画の目的	4
第 3 節	計画の対象範囲	5
1)	史跡長岡宮跡保存活用計画対象範囲	5
2)	計画対象範囲に準じる地域	6
第 4 節	委員会の設置・経緯	7
1)	長岡京のドラマ化庁内検討委員会	7
2)	長岡宮跡保全活用庁内会議	8
3)	史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会	8
4)	史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会	9
第 5 節	市の上位計画及び関連計画との関係	17
1)	第 5 次向日市総合計画	18
2)	ふるさと向日市創生計画	19
3)	向日市歴史的風致維持向上計画	20
4)	第 2 次向日市都市計画マスタープラン（改訂版）	22
5)	緑の基本計画と長岡宮跡	23
6)	バリアフリー基本構想と長岡宮跡	24
第 6 節	計画の実施	26
第 2 章	史跡長岡宮跡の周辺環境	27
第 1 節	自然と風土	27
1)	地理的環境	27
2)	気象	29
3)	植生	30
第 2 節	社会環境	31
1)	まちの形成	31
2)	人口・世帯数	31
3)	土地利用	33
4)	道路・交通	35
5)	法的規制状況	37
第 3 節	その他都市施設等	39
1)	公園緑地	39
2)	公共施設	41
3)	観光・レクリエーション施設	41
4)	公益財団法人向日市埋蔵文化財センター	43
第 4 節	歴史的環境	44
1)	旧石器時代から弥生時代	44
2)	古墳時代から奈良時代（長岡京遷都）	45
3)	長岡京期	49
4)	平安時代（長岡京廃都）から中世	50

5) 近世～向日町の成立	51
6) 近代・現代	52
7) 文化財	53
第3章 史跡長岡宮跡の概要	55
第1節 指定に至る経過	55
第2節 指定等の状況	56
1) 指定告示	56
2) 指定説明文とその範囲	58
3) 指定に至る調査成果	67
4) 史跡指定地周辺の主な遺構	80
5) その他官衙・離宮等遺構	81
6) 指定地の状況	84
第4章 史跡長岡宮跡の本質的価値	95
第1節 史跡長岡宮跡の本質的価値の明示	95
第2節 新たな価値評価の視点の明示	97
第3節 構成要素の特定	99
第5章 史跡長岡宮跡の現状と課題	123
第1節 保存（保存管理）の現状と課題	123
1) 指定地全体の保存（保存管理）の現状と課題	123
2) 構成要素毎の保存（保存管理）の現状と課題	124
3) 史跡外の宮中枢部及び周辺の現状と課題	125
第2節 活用の現状と課題	130
1) 大極殿祭	130
2) 整備地の活用	131
3) 復元・体感アプリケーション「AR長岡宮」の導入・活用	133
4) 史跡長岡宮跡復元体感具「ふわふわ！朝堂in」の導入・活用	135
5) 構成要素毎の活用の現状と課題	136
第3節 整備の現状と課題	137
1) これまでの整備の概要	137
2) 指定・追加指定地別の概要	138
3) 構成要素毎の整備の現状と課題	142
第4節 運営・体制の現状と課題	144
第6章 大綱・基本方針	145
第1節 保存活用の大綱	145
第2節 保存活用の基本方針	146
第7章 保存（保存管理）	147
第1節 地区別保存管理	147
1) 地区区分	147

2) 地区別保存管理の方針	150
第2節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	152
1) 現状変更等の取扱方針	152
2) 現状変更等の取扱基準	152
3) 地区別現状変更等の取扱基準	155
第3節 史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の方法	156
1) 史跡周辺地域と京・宮域地域の取扱い	156
2) 文化財等歴史的文化的資源のネットワーク	157
第4節 追加指定と公有化	159
第8章 活用	161
第1節 活用の方針	161
第2節 活用の方法	161
1) 教育における活用	161
2) 観光等まちづくりにおける多様な活用	162
3) 追加指定地 内裏内郭築地回廊・外郭築地地区（旧上田家住宅）の活用	163
第9章 整備	169
第1節 整備の方針	169
1) 未整備地の整備と既整備地のリニューアル	169
2) 追加指定地の整備ーガイダンス機能の整備	170
3) 史跡間ネットワーク動線の整備	170
第10章 運営・体制の整備	173
第1節 文化財の保存・活用に関わる体制づくり	173
第2節 文化財の保存・活用に関わる住民・各種団体に関する取組み	173
第3節 所有者による史跡指定地の管理を補助・支援する取組み	173
第4節 史跡指定地の防災活動への取組み	173
第11章 実施計画	175
第12章 経過観察	177

添付資料

- 長岡京・桓武天皇 略年譜
- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請
- 史跡名勝天然記念物保存活用計画に係る認定申請書
- 別添資料、認定申請チェックリスト

挿図目次

1-1 図	長岡京跡位置図	3
1-2 図	史跡長岡宮跡の広域的位置図	5
1-3 図	計画の対象範囲図	5
1-4 図	計画対象範囲図とそれに準ずる地域	6
1-5 図	整備検討委員会開催風景	8
1-6 図	第1回保存活用計画策定委員会開催風景	11
1-7 図	第2回保存活用計画策定委員会開催風景	12
1-8 図	委員現地指導風景（杉原委員長、朝堂院公園案内所にて）	12
1-9 図	委員現地指導風景（片山副委員長、内裏内郭築地回廊地区に建つ登録文化財にて）	12
1-10 図	委員現地指導風景（橋本委員、大極殿公園にて）	12
1-11 図	委員現地指導風景（六人部委員、大極殿回廊復元建物にて）	12
1-12 図	委員現地指導風景（稲本委員、朝堂院公園にてAR長岡宮）	13
1-13 図	委員現地指導風景（西川委員、大極殿公園デジタルサイネージにて）	13
1-14 図	第3回保存活用計画策定委員会開催風景	13
1-15 図	史跡長岡宮跡保存活用計画と上位・関連計画の関係	17
1-16 図	土地利用構想図	18
1-17 図	向日市の維持向上すべき歴史的風致位置図	20
1-18 図	土地利用方針図	22
1-19 図	歴史と緑の散策の径ネットワークの整備方針図	22
1-20 図	歴史文化と出会う緑地ゾーン	23
1-21 図	生活関連施設及び生活関連経路図	25
2-1 図	向日市の位置図	27
2-2 図	向日市の航空写真（三川合流部から、京都市方面（北東）を望む）	27
2-3 図	京都盆地周辺の地質図	28
2-4 図	向日市の地形	28
2-5 図	年間気温と降水量（平成29年と平年値）	29
2-6 図	向日市の植生の大半を占める竹林-1	30
2-7 図	向日市の植生の大半を占める竹林-2	30
2-8 図	人口・世帯数・一世帯あたりの人口の推移	32
2-9 図	年齢（各歳）別・男女別人口	32
2-10 図	年齢別人口構成比	33
2-11 図	土地利用状況図	34
2-12 図	道路・交通網及び都市計画道路（見直し検討路線含む）図	36

2-13図	史跡周辺の用途地域指定状況図	38
2-14図	公園と長岡宮位置図	40
2-15図	向日市文化資料館（外観）	41
2-16図	向日市文化資料館（展示室）	41
2-17図	向日市民体育館内に移築復元した長岡宮跡大蔵跡の石組み溝と池	41
2-18図	向日市民体育館内エントランスの歴史文化観光センター	41
2-19図	向日市民温水プール（外観）と東院公園	42
2-20図	向日市民温水プール エントランスに表示した長岡京跡の柱跡	42
2-21図	向日市民温水プール 小児用プール底面に表示した長岡京跡の柱跡	42
2-22図	東院の道に設置した長岡宮式鬼瓦のモニュメント	42
2-23図	鬼瓦をイメージした転落防止柵のモニュメント	43
2-24図	殿長遺跡出土 有舌尖頭器	44
2-25図	南山遺跡出土 大型石棒	44
2-26図	東土川西遺跡 丸木船出土状況	44
2-27図	森本遺跡 灌漑用水路検出状況	44
2-28図	森本遺跡出土 人面付壺形土器	45
2-29図	鶏冠井遺跡出土 銅鐸鑄型	45
2-30図	四面庇付の大型の掘立柱建物検出状況（中海道遺跡）	45
2-31図	五塚原古墳（北東から）	46
2-32図	元稻荷古墳	46
2-33図	乙訓・山城地域主要古墳編年表	47
2-34図	「長岡」銘墨書土器（飛鳥時代）	48
2-35図	向日神社本殿	48
2-36図	推定「藍圃」付近（上植野町）	50
2-37図	推定「島坂」付近	50
2-38図	物集女城跡航空写真（南から）	51
2-39図	遺跡分布図	53
2-40図	指定等文化財分布図	54
3-1 図	長岡宮跡史跡指定範囲図1（全体図）	63
3-2 図	長岡宮跡史跡指定範囲図2（大極殿院・閤門）	64
3-3 図	長岡宮跡史跡指定範囲図3（朝堂院・南面回廊）	65
3-4 図	長岡宮跡史跡指定範囲図4（内裏内郭築地回廊）	65
3-5 図	長岡宮跡史跡指定範囲図5（内裏内郭築地南面回廊・外郭）	66
3-6 図	長岡宮跡史跡指定範囲図6（築地）	66
3-7 図	大極殿検出状況（南西から）	67

3-8 図	小安殿（後殿）検出状況（西から）	68
3-9 図	大極殿登廊検出状況（東から）	68
3-10 図	大極殿北面回廊検出状況（西から）	69
3-11 図	宝幢検出状況（西から）	69
3-12 図	朝堂院西面築地検出状況（南から）	70
3-13 図	朝堂院南面回廊検出状況（西から）	71
3-14 図	楼閣検出状況（北から）	71
3-15 図	築地検出状況（北から）	73
3-16 図	完成まじかの築地（早川和子 作）	73
3-17 図	史跡長岡宮跡の調査と遺構分布状況図	74
3-18 図	大極殿院（大極殿・小安殿（後殿））の調査と遺構分布状況図	75
3-19 図	大極殿院（西・北面回廊）の調査と遺構分布状況図	76
3-20 図	大極殿院（閤門）の調査と遺構分布状況図	76
3-21 図	朝堂院西第四堂・南面回廊・楼閣の調査と遺構分布状況図	77
3-22 図	内裏内郭築地回廊の調査と遺構分布状況図	78
3-23 図	築地の調査と遺構分布状況図	79
3-24 図	第一次内裏回廊検出状況（東から）	80
3-25 図	第一次内裏回廊遺構実測図	80
3-26 図	第一次内裏推定範囲図	80
3-27 図	政庁正殿と脇殿検出状況（東から）	81
3-28 図	長岡宮大蔵石組み溝検出状況（東から）	81
3-29 図	北苑を画する築地検出状況（南から）	82
3-30 図	長岡京東院正殿・後殿・西脇殿検出状況	82
3-31 図	長岡京東院出土墨書土器	83
3-32 図	土地所有状況図	85
3-33 図	管理状況図	87
3-34 図	①～⑤の状況写真	88
3-35 図	⑥～⑩の状況写真	89
4-1 図	大極殿・朝堂院・内裏の変遷図	95
4-2 図	百官はじめて朝座に着く（早川和子 作）	96
4-3 図	史跡長岡宮跡及び周辺環境を構成する諸要素の体系図	99
4-4 図	保存施設	101
4-5 図	遺構表現施設	102
4-6 図	管理施設	103
4-7 図	園路・広場	105

4-8 図	解説施設	106
4-9 図	修景植栽	107
4-10 図	便益施設	109
4-11 図	歴史的史跡顕彰碑と大極殿祭	110
4-12 図	道路関連施設	110
4-13 図	顕彰施設	111
4-14 図	住宅関連建築物・工作物・植栽	111
4-15 図	都市公園施設	113
4-16 図	地区別要素図（大極殿院・閤門）	115. 116
4-17 図	地区別要素図（朝堂院・南面回廊）	117. 118
4-18 図	地区別要素図（内裏内郭築地回廊）	119
4-19 図	地区別要素図（内裏内郭築地南面回廊・外郭）	120
4-20 図	地区別要素図（築地）	121
5-1 図	市道（史跡指定地）内に表示された長岡宮大極殿の遺構（美装化事業、道路の東西は史跡整備地、南から）	123
5-2 図	長岡宮域調査箇所及び遺構検出状況図	126
5-3 図	史跡周辺の宮跡中枢部の土地利用状況	128
5-4 図	大極殿祭の契機となった明治28年設置の長岡宮大極殿顕彰碑	130
5-5 図	大極殿祭 献饌	130
5-6 図	大極殿祭 巫女の舞	131
5-7 図	向日市の文化遺産シリーズ パンフレット	131
5-8 図	朝堂院公園案内所全景（南東から）	132
5-9 図	案内所内部	132
5-10 図	古代衣装の貸し出し（案内所内）	132
5-11 図	AR長岡宮の紹介パンフレット	133
5-12 図	古代衣装を着用し、桓武天皇と記念撮影（大極殿公園、行幸啓碑前にて）	134
5-13 図	貸出用タブレットを活用した学習	134
5-14 図	大極殿のペーパークラフト	134
5-15 図	発掘現場のAR長岡宮による説明	135
5-16 図	ヘッドマウントディスプレイ(左)やスマートグラス(右)を装着してのAR長岡宮の体験	135
5-17 図	ふわふわ！朝堂inで長岡宮の説明	135
5-18 図	ふわふわ！朝堂in内部	135
5-19 図	史跡指定地の整備状況	141
5-20 図	整備施設の現状	143

7-1 図	地区区分図	147
7-2 図	指定地周辺地域と京・宮跡地域	156
7-3 図	歴史文化ゾーンのイメージ	157
7-4 図	向日市歴まちガイドマップの長岡宮跡部分	158
7-5 図	回廊遺構が表示された向陽小学校	159
7-6 図	校内での遺物の展示	159
7-7 図	追加指定と保護のための調査推進地区	160
8-1 図	平成28年(2016)追加指定の土地に建つ住宅	163
8-2 図	主屋（しゅおく、南東から）	163
8-3 図	主屋のカマド	163
8-4 図	移築状況図	164
8-5 図	長岡宮跡中枢地の遺構検出状況と旧上田家敷地の調査地点図	164
8-6 図	長岡宮跡内裏内郭築地回廊と旧上田家住宅の整備計画平面図	165
8-7 図	長岡宮跡内裏内郭築地回廊と旧上田家住宅の整備完成模型	165
8-8 図	長岡宮跡内裏外郭築地整備活用イメージパース	165
8-9 図	史跡長岡宮跡と国登録有形文化財旧上田家住宅のまちづくりでの位置づけ	168
9-1 図	大極殿・小安殿（後殿）再整備イメージ	169
9-2 図	指定地内民家の整備イメージ1	170
9-3 図	指定地内民家の整備イメージ2	170
9-4 図	ネットワーク動線の整備イメージ	170
9-5 図	テーマに応じたネットワークとサイン整備	171
9-6 図	長岡宮跡内の拠点地区と文化財活用ネットワーク図	172
10-1 図	史跡長岡宮跡管理運営体制概念図	173
10-2 図	史跡長岡宮跡情報収集・伝達概念図	174
12-1 図	評価シート参考事例1	178
12-2 図	評価シート参考事例2	179

表目次

表2-1	地域別公園数・面積一覧表	39
表2-2	向日市の主な歴史年表	52
表3-1	史跡指定地の土地所有状況	84
表3-2	史跡指定地の管理状況	86
表3-3	公有化の経過	90
表4-1	史跡長岡宮跡及び周辺環境を構成する諸要素	100
表5-1	個々の構成要素毎の現況と課題	124
表5-2	個々の構成要素毎の活用の現状と課題	136
表5-3	整備の経過	137
表5-4	大極殿公園(都市公園)：A大極殿・小安殿地区、B大極殿宝幢地区の整備概要	139
表5-5	内裏公園(都市公園)：B内裏内郭築地回廊地区の整備概要	139
表5-6	築地跡(史跡公園)：C築地地区の整備概要	140
表5-7	朝堂院公園(史跡公園)：D・H2・G朝堂院地区の整備概要	140
表5-8	個々の構成要素毎の整備の現状と課題	142
表7-1	地区別要素等一覧	148
表7-2	地区別保存管理の方針	150
表7-3	地区別現状変更等の取扱基準	155
表11-1	実施計画	175
表12-1	各種施策の内容と経過観察の自己点検項目例	177

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡長岡宮跡は、京都盆地の南西部で嵐山から伸びる向日丘陵の突端部に所在する向日神社の東方で、丘陵が緩やかに傾斜する段丘地形を改変した平坦面に位置する。

長岡宮跡は、日本古代都城遺跡のひとつであり、延暦3年(784)に奈良：平城京から遷都され、延暦13年(794)に再び京都：平安京へ遷都されるまでの10年間に都が置かれた長岡京の中核部の遺跡である。

長岡宮にかかわる遺構のうち、大極殿院・朝堂院域、内裏、築地などの一部が、昭和39年(1964)4月27日の第1回史跡指定及びその後の地域追加指定(以下「追加指定」という。)により史跡として保護されてきた。

長岡宮跡の史跡指定地は現在の行政区では、京都府向日市の^{むこうし}鶏冠井町大極殿・^{あらうち}荒内・^{はらいじよ}萩所・^{はら}山畑・^{かみうのちやう}稲葉・^{かみうのちやう}東井戸及び上植野町南開に所在し、阪急京都線西向日駅から北～東方向に、約50～500mの密集した住宅地の中に点在する。

長岡宮跡の遺跡の範囲は本市の市街地と重複する形で広がることから、昭和30年(1955)代から今日に至るまで、住宅等の開発と呼応して埋蔵文化財発掘調査が行われ、重要遺構が検出される度に、史跡として追加指定されてきた経緯がある。

指定名称である「長岡宮跡」は、1－1図に示すとおり「長岡京跡」という「京城」の中で政治経済の営まれた「宮域」を構成する主要遺構群であることから命名された。

指定経過は、昭和36年(1961)に実施された埋蔵文化財発掘調査成果により、大極殿及び小安殿(大極殿後殿)が検出され、昭和39年(1964)に「長岡宮跡」として史跡指定を受けた。以後、内裏内郭築地回廊や築地、^{だいいりないかくつうじかいろう}朝堂院西第四堂、大極殿宝幢、大極殿南門(閤門)、^{こうもん}朝堂院南門、^{ろうかく}楼閣、大極殿回廊、内裏外郭築地など、長岡宮を理解する上で欠くことができない重要な遺構が検出された場合、宮の機能を構成・分担していた遺構として地区が離れていても、同一名称で追加指定されている。

直近では平成31年(2019)2月26日の追加指定を含めて、令和2年(2020)1月31日現在までに11回の追加指定が行われ、その面積は15,714.52㎡に及ぶ。

このように史跡長岡宮跡は、現在の本市の中心市街地に所在する宮跡の面的保護を目指して、可能な範囲から追加指定の措置を講じている遺跡である。

保存管理計画は、指定地の面積が限られていたこと、追加指定の後に大半は公有化していたこと、公有化された土地は史跡公園として整備し活用をしてきたこと、史跡の管理は管理団体として昭和49年(1974)12月12日に指定を受けた本市が直接当たっていたことなどの理由により、今日まで策定していなかった。

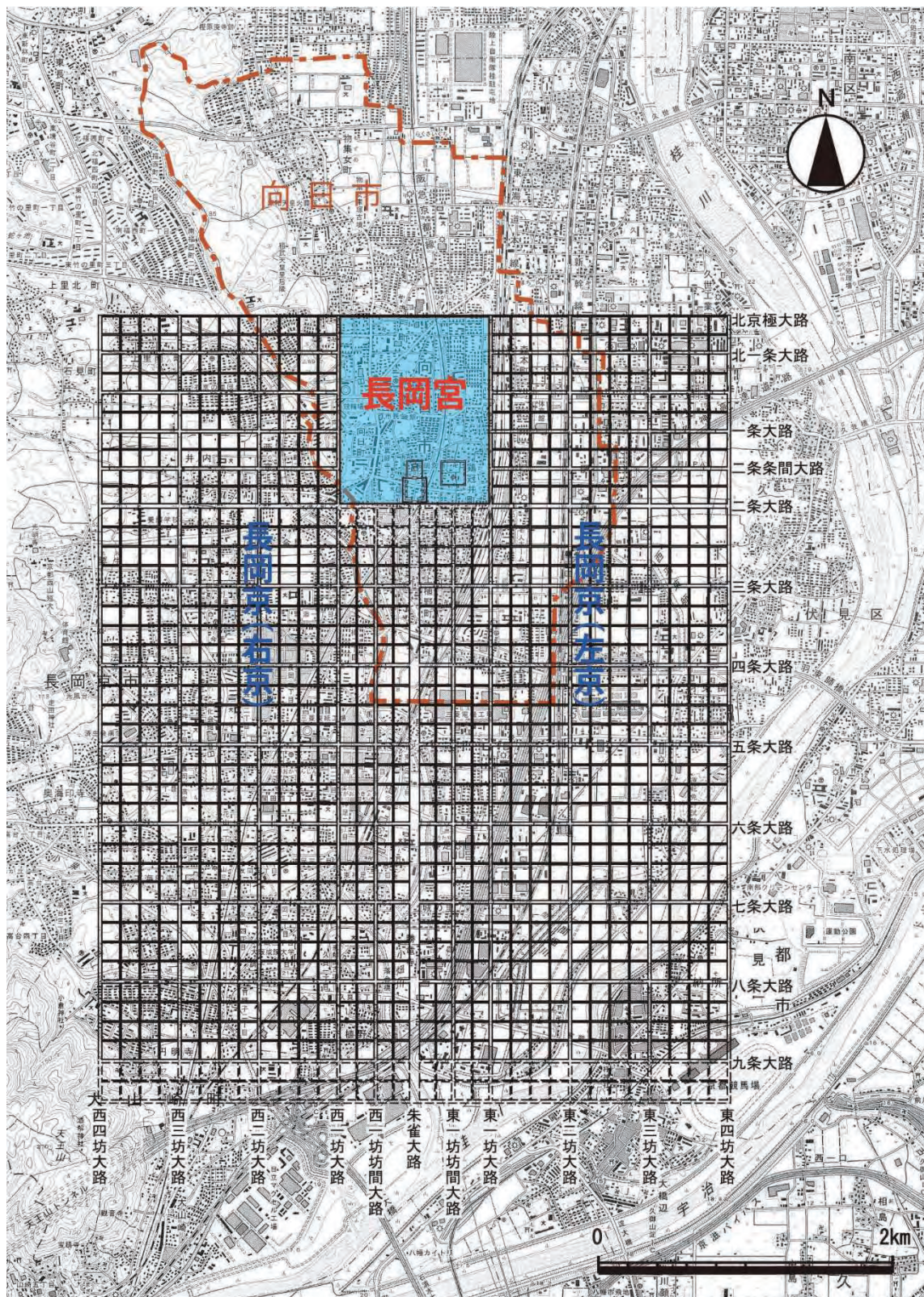
このため、近年の史跡指定時には平成15年(2003)3月に策定した「長岡宮跡保全整備基本構想」に基づき史跡の保存と活用の指針としていたが、15年が経過したことにより一定の役割が終了していた。

このような中で、本市は平成27年(2015)2月23日に「向日市歴史的風致維持向上計画」(歴まち計画)が国から認定を受けたことに伴い、様々な機会を通じて、史跡長岡宮跡に

関する歴史的事実の発信や魅力の向上に努めているところである。

また、本市は、市民にとって向日市が「ふるさと」であると思っただけのまちを目指し、「ふるさと向日市創生計画」を平成28年(2016)3月（現在は「平成30年度改訂版」）に策定した。この計画により、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」、「人と暮らしにやさしく明るいまちづくり」、「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」三つの施策を柱とした市政を展開することとなった。

このようにまちづくりの大きな柱の一つである史跡長岡宮跡について、史跡と同等の価値を持つ周辺も含めて、保存・管理のみならず、活用・整備も視野に入れた史跡長岡宮跡保存活用計画を策定し、これに基づく施策の具体化を図っていくものである。



1-1図 長岡京跡位置図

第2節 計画の目的

史跡長岡宮跡は、京都府教育委員会が大極殿及び小安殿(大極殿後殿)地区を昭和37年(1962)12月に公有化し、昭和39年(1964)に史跡指定を受け、昭和40年(1965)に整備されて以降、これまで、地区ごとに国庫補助金の適用を受けた6度の整備(内1地区は現在整備事業中。)と、地区内の公有化が完了するまでの間に市の単独経費を用いて7度の仮整備を実施している。仮整備は、史跡が阪急京都線西向日駅周辺500m圏内の、本市市街地中心部の住宅密集地に位置し、土地価格が高額で、予算の都合で一気に公有化ができなかったため、公有化までの間に市民等に史跡公園として供するための応急措置である。

また、開発圧力が強い市街地に所在する遺跡であるため、大小様々な開発に伴う埋蔵文化財発掘調査が多く実施され、この中で重要遺構が検出された場合は保存措置を優先的に執っている。さらに検出遺構の重要性を鑑み、土地所有者の同意が得られた箇所については、史跡指定の意見具申を実施し、史跡指定後に条件が整った箇所から公有化を繰り返し行うという保存措置がまず優先され整備と活用が遅れていたのが実態である。

この状況を少しでも打開するため、一定の公有化が完了するまで、史跡指定地で民有地であっても、指定までの間又は補助事業採択までの間に市の単独経費で仮整備等を行っている地区もある。しかし、こうした措置は、行政内部を含め、市民の理解を十分に得られるものではなかった。また、長期にわたる部分的及び小規模な整備は、工法等による統一感の喪失にもつながり、史跡保全への理解が進まない一因となった。

本市の史跡長岡宮跡の保存管理に関する方針は「史跡指定後に早期公有化、公有化後に早期保全整備を実施。民有地はできる限り早期の公有化を図り現状変更をできる限り認めない。」という内規のもと史跡の保存管理を行ってきた。また長岡宮跡の将来整備構想として、平成15年(2003)3月に「長岡宮跡保全整備基本構想」を策定し、これに基づき保全・整備に対応してきたところである。

今回これまで本市が長岡宮跡に関して執り行ってきた保存管理や整備活用に関する内容や今後の方針について委員会を組織し提言を受けた内容を明文化し、「史跡長岡宮跡保存活用計画書」としてとりまとめ、今後この計画に基づき史跡の本質的価値をはじめとして長岡宮跡の保存と活用のあり方について広く関係機関等で情報の共有化や連携・調整を図り、行政はもとより市民一丸となって史跡の望ましい保存・活用に向けての具体的な取り組みの一步とすることを「史跡長岡宮跡保存活用計画」策定の目的とする。

史跡長岡宮跡の本質的価値 (本質的価値は、第4章で詳細を記す)

長岡京は、奈良平城の地を離れ京都山背国に作られた最初の都で、奈良時代から平安時代に至る過渡期の都城遺跡として、古代都城間の関係、都城・宮の構造、政務や儀式、経済の変遷などを考える上できわめて重要な都城のひとつである。長岡宮は長岡京の中央北端部に位置し長岡京の中枢をなす、史跡長岡宮は律令国家の成立と展開の過程を知る上で極めて重要な遺跡である。

第3節 計画の対象範囲

1) 史跡長岡宮跡保存活用計画対象範囲

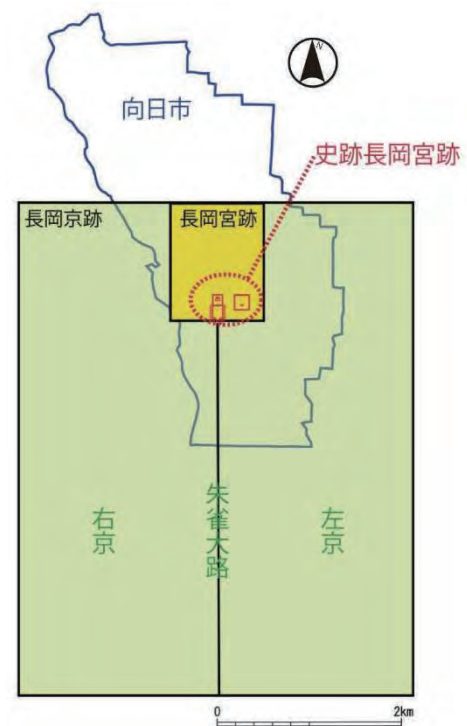
本計画の対象範囲は、直接的には史跡指定地である。

ただし、第1節、第2節でも述べたように、史跡長岡宮跡の指定範囲は限られており、史跡指定地周辺には史跡と連続し、一体的な遺構が想定される地が広がっている。

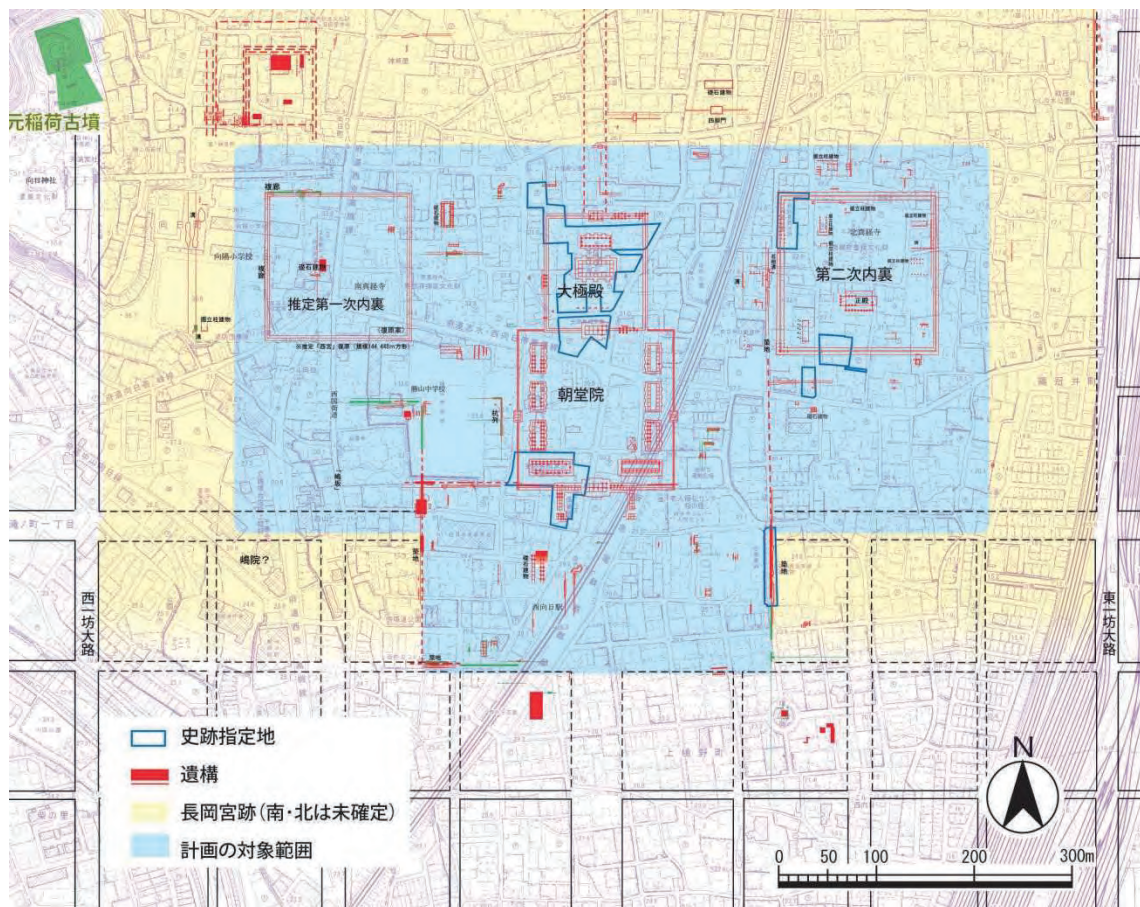
具体的には長岡宮跡の大極殿・朝堂院域、第二次内裏域（東宮）といった長岡宮の中核域であり、現在の史跡と連続的あるいは一体的な保護が必要な範囲である。

またこれら中核遺構の周辺にも、第一次内裏推定地（西宮）や官衙遺構、宮城門などが想定される地がある。

よって、本保存活用計画においては、史跡周辺



1-2図 史跡長岡宮跡の広域的位置図



1-3図 計画の対象範囲図

についても保全や活用の方向性に言及し、また追加指定を目指すべき範囲等も設定することから、これら史跡を中心とする周辺域を含めて計画の対象範囲とした。（1-3、1-4図 水色の範囲）

2) 計画対象範囲に準じる地域

史跡長岡宮跡保存活用計画対象範囲は、上述したとおり大極殿・朝堂院域、第一、二次内裏域など長岡宮域の中核部の東西約750m・南北約525mの範囲とした。

しかし、長岡宮跡、長岡京跡の重要性は本計画対象範囲に留まらない。また、本市は今後も引き続き史跡長岡宮跡の拡充・拡大と公有化の促進に努めることとしている。（向日市歴史的風致維持向上計画）

このため、下記のとおり計画対象範囲に準じる地域を定め、必要に応じ計画対象範囲を見直すものとする。

〔長岡京跡 宮域（官衙）地区〕

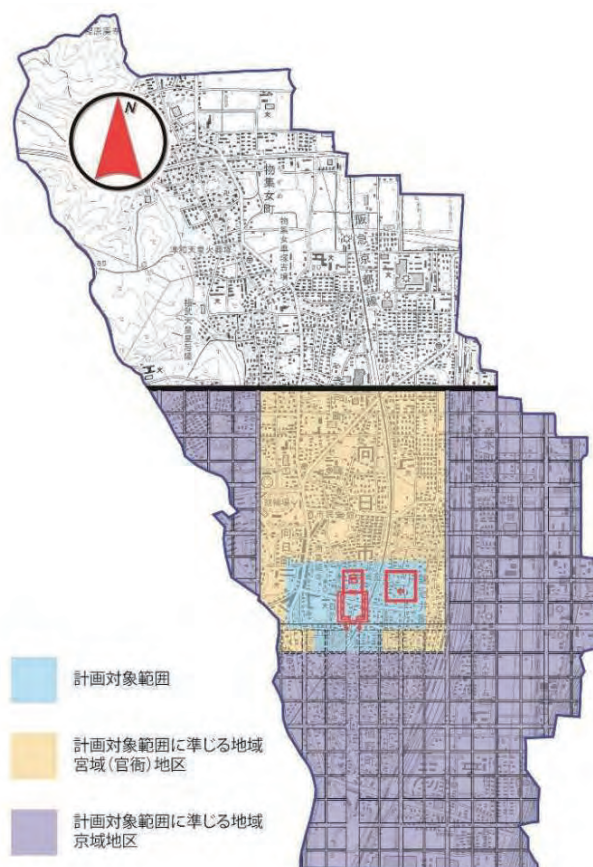
確実な範囲確認と詳細な遺構の性格を把握するために積極的に埋蔵文化財発掘調査を促進し、重要な遺構と判断された場合は、計画区域に準じた保全措置を講ずるとともに、計画対象範囲を拡大する。（1-4図 黄色の範囲）

〔長岡京跡 京城地区〕

周知の埋蔵文化財包蔵地「長岡京跡」が、本市及び京都市・長岡京市・大山崎町と3市1町の広域に及ぶため、行政権を越えた計画又は保存や活用の取扱い基準を策定する必要がある。

また、埋蔵文化財発掘調査の結果、重要な遺構であると確認した地域については、その地域を明示するとともに、史跡指定及び公有化に向けて積極的に事業を実施する必要がある。

（1-4図 紫色の範囲）



1-4図 計画対象範囲図とそれに準ずる地域

第4節 委員会の設置・経緯

長岡京跡の埋蔵文化財発掘調査は、阪急西向日駅前において昭和29（1954）年12月末にはじまり、以来65年、長岡京跡が包蔵される3市1町で2300回以上の埋蔵文化財発掘調査が行われている。

このうち長岡宮跡については、530回以上が実施されその大半を本市が行い、長岡京・宮に関する史跡指定地も本市のみに所在する。しかし、前述のとおり、今日まで、史跡長岡宮跡の保存活用計画を策定できなかった。

これには「史跡指定後に早期公有化、公有化後に早期保全整備を実施。民有地はできる限り早期の公有化を図り現状変更をできる限り認めない。」という本市の史跡長岡宮跡保全活用事情がある。

なお、これまでの史跡長岡宮跡の保存活用計画に代わり保全整備などに伴い設置した組織や委員会には、平成15年(2003)の「長岡京のドラマ化庁内検討委員会」、平成17・18年(2005・06)の「長岡宮跡保全活用庁内会議」、平成19～22年(2007～10)の「史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会」などがある。

本節では、保存活用計画策定前の長岡宮跡に関する各種の取り組み経過を概説し、これらも踏まえ、本保存活用計画策定委員会において示された内容により史跡長岡宮跡保存活用計画策定の方向性を明らかにする。

1) 長岡京のドラマ化庁内検討委員会

本市は、平成14年(2002)10月に市制施行30周年を迎えた。この記念すべき年を機に『つなぐ』をテーマに記念事業のアイデアを募集したところ、市民22人から40点の応募があった。これらの応募作品の中から、本市在住の北村政子氏から寄せられた『(仮)長岡京のドラマ化』が採択された。その提案趣旨は、下記のとおりである。

- ①向日市に住みながら向日市のことを知らない
- ②子供たちに我がまちのことを伝え、我がまちに誇りを持ってほしい
- ③歴史や文化を大切にすることにより、自然環境が守られ快適な生活を送りたい

採択された案の具体化に向け、庁内に「長岡京のドラマ化庁内検討委員会」（以下、「庁内検討委員会」という。）が組織された。

庁内検討委員会は、公募により自発的に参加した職員5名が平成15年(2003)2月19日付けで市長から任命を受け、本市企画財政部健康都市推進室が事務局となった。

庁内検討委員会では、長岡京跡に関する学習と本市の長岡京に関する取り組みなど現状を把握し、提案者の北村氏を検討委員会に迎え、同氏と意思統一を図り考え方に齟齬がないようにし、検討内容を報告書としてとりまとめ、市長に報告した。

その報告内容は、下記のとおりソフト面とハード面に大別される。

ソフト面の整備では、「まなごしの重視」として、プレゼンテーションを重視した情報発信の重要性、市民が自ら発想し関与する事業展開など市民参加の重要性、小さく作って、大きく育てる継続の重要性である。

ハード面の整備では、すべての公共施設に「文化施設」の要素と概念を加味するというもので、史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂地区の整備で実践した。

2) 長岡宮跡保全活用庁内会議

平成17(2005)年度から後述する史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会設立までの間、教育委員会文化財調査事務所が中心となって、企画、文化振興、都市計画、観光などを主管する庁内関係各課の担当職員により、「長岡宮跡保全活用庁内会議」を開催して、整備手法や活用方法について検討した。

庁内会議において検討した内容は、下記のとおりである。

- ア 総合計画をはじめとする本市の各種計画と長岡宮跡保全活用事業との整合性について
- イ 庁内各課の取り組みと長岡宮跡保全活用事業の調整と相互活用、まちづくりのための推進について
- ウ 事業実施に係る各種の制約と協力体制について
- エ その他、教育、景観、観光、防災面など、現地活用の意見交換について

3) 史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会

平成4年(1992)5月6日に長岡宮朝堂院西第四堂地区1,867.86㎡を史跡として追加指定を受けた。当時、本地周辺の地価は1㎡あたり25万円を超えていたため、公有化に時間を要することが想定された。このため、未公有化地であっても土地所有者の承諾を得て、平成7～11(1995～98)年度に市単独経費で仮整備(文化庁の補助金の適用を受けない史跡整備)を実施した。

その後、隣接した箇所を平成14年(2002)9月20日に、また、平成18年(2006)7月28日に追加指定を受け3,452.38㎡の一団の土地を公有化することができたことから、平成19(2007)年度から4か年計画で史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂地区の保全整備事業を実施することとなった。

整備工事の実施にあたり、史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会(以下、「整備検討委員会」という。)を設置した。

整備検討委員会では、難波宮跡や平城宮跡、興福寺など先進整備事例を学習し、史跡長岡宮跡の既存の整備の現状と課題を把握し、朝堂院西第四堂地区(朝堂院西第四堂、朝堂院南門、回廊、築地、楼閣)の整備工事に反映した。



1-5図 整備検討委員会開催風景

4) 史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会

京都府向日市は、これまで史跡長岡宮跡の公有化と整備を優先してきたため、保存活用計画の策定に至っていなかった。

しかし、平成31年（2019）4月1日に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることとされた。

法律の一部改正により、都道府県は文化財の保存と活用に関する総合的な施策をまとめた大綱を、市町村は大綱を勘案した文化財の保存と活用に関する地域計画と、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用計画を策定できることとなった。

そこで、本市は、文化庁の許可を得て本市の文化財の核となる史跡長岡宮跡の保存活用計画を地域計画に先んじて策定することとなった。

〔委員名簿〕

委員長	杉原 和雄	公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長、向日市文化財保護審議会委員、前史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会委員、元大阪国際大学国際コミュニケーション学部教授、元京都府教育庁指導部理事・文化財保護課長
副委員長	片山 秀雄	向日市文化財保護審議会会長職務代理、前史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂保全整備検討委員会委員、京都府文化財保護指導委員（向日市担当）
委員	佐藤 正知	前文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
〃	杉本 宏	京都造形芸術大学教授、前宇治市歴史まちづくり課主幹
〃	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授、向日市歴史的風致維持向上協議会副会長、向日市都市計画審議会委員
〃	稲本 収一	大極殿遺蹟保存協賛会会長、向日市観光協会理事、向日市工業会理事、向日市商工会理事、向日市歴史的風致維持向上協議会委員
〃	西川 克巳	向日市観光協会会長、ふるさと向日市創生計画委員会委員、向日市歴史的風致維持向上協議会委員
〃	六人部 美恵子	向日市歴史的風致維持向上協議会委員、向日市防災会議委員、向日市都市計画審議会委員、(公財)向日市スポーツ文化協会理事、向日神社権禰亘
〃	橋本 正治	本史跡長岡宮跡が所在する鶏冠井区長（地元区長）、向日市農業委員会会長、向日市都市計画審議会委員、大極殿遺蹟保存協賛会理事

〔オブザーバー〕	文化庁文化財第二課、京都府教育庁指導部文化財保護課、公益財団法人向日市埋蔵文化財センター、向日市ふるさと創生推進部企画広報課（企画・広報・観光部門）、向日市建設部都市計画課（都市計画部門）、向日市建設部まちづくり推進課（まちづくり部門）、向日市文化資料館（調査・展示・広報普及部門）
〔事務局〕	向日市教育委員会（文化財調査事務所）

史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会設置要綱

向日市教育委員会告示第14号

令和元年11月14日

（設置）

第1条 史跡長岡宮跡の適切な保存と活用を図ることを目的として、史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡長岡宮跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、10人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員会は、文化庁及び京都府に保存活用計画の策定のために必要な指導及び助言を得ることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償費及び費用弁償)

第8条 委員が会議、調査等のため出張したときは、報償及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会文化財調査事務所において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

[委員会抄]

第1回 保存活用計画策定委員会

開催日時 令和元年(2019)12月16日(月) 午後2時00分～午後4時00分

開催場所 向日市役所 大会議室

内 容

- (1) 開催趣旨説明
- (2) 委員紹介
(委嘱状交付について)
- (3) 役員の選任について

議 題

- (1) 保存活用計画策定の目的と委員会について
- (2) 長岡宮跡の保存と活用経過について
- (3) 計画策定範囲の決定について



1-6図 第1回保存活用計画策定委員会開催風景

第2回 保存活用計画策定委員会

開催日時 令和2年(2020)1月31日(金) 午後2時00分～午後4時00分

開催場所 向日市立図書館 研修室

議 題

- (1) 保存活用計画に係る名称及び所在の場所の確認について

- ①名 称 史跡長岡宮跡
- ②所在の場所 第1回委員会の内容確認について
「計画策定の沿革と目的」について
- (2) 史跡長岡宮跡全体、個別指定地の現状と課題について
 - ①長岡宮跡の指定・買上・整備について
 - ②個別指定地の現状と課題について
- (3) 保存及び活用のために行う具体的な措置の内容について
 - ①各委員の史跡長岡宮跡の現地視察・指導について
 - ②史跡長岡宮跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容について事務局案について討議
- (4) 計画期間（計画の実施期間）について

事務局案 10年を承認



1-7図 第2回保存活用計画策定委員会開催風景



1-8図 委員現地指導風景

(杉原委員長、朝堂院公園案内所にて)



1-9図 委員現地指導風景（片山副委員長、

内裏内郭築地回廊地区に建つ登録文化財にて）



1-10図 委員現地指導風景

(橋本委員、大極殿公園にて)



1-11図 委員現地指導風景

(六人部委員、大極殿回廊復元建物にて)



1-12図 委員現地指導風景
(稲本委員、朝堂院公園にてAR長岡宮)



1-13図 委員現地指導風景(西川委員、
大極殿公園デジタルサイネージにて)

(5) 計画書の印刷製本について

印刷製本冊数について

印刷製本部数 300 冊

報告書の目次等体裁について

委員等の現地指導

保存活用委員会の開催にあたり、協議内容を充実させることを目的として、委員会の開催と前後して委員等有識者に史跡長岡宮跡の現地指導を得た。

第 3 回 保存活用計画策定委員会

開催日時 令和2年(2020)2月25日(火) 午後2時00分～午後4時00分

開催場所 寺戸公民館 大会議室

報 告

(1) 第2回委員会以降の保存活用計画について(事務局)

①委員各位の史跡長岡宮跡への現地指導

②保存活用計画報告書(案、第1稿)の提出

委員各位、京都府教育委員会・上位計画及び関係計画担当課

(2) 文化庁文化財部における計画書の

ヒアリングと計画認定について

保存活用計画報告書(案、第2稿)提出

本委員会で計画の承認を得て印刷製本完了後、文化庁に対し認定申請を行いたい旨を説明

議 題

(1) 京都府文化財大綱と史跡長岡宮跡
保存活用計画について



1-14図 第3回保存活用計画策定委員会開催風景

オブザーバーである京都府教育委員会から、史跡長岡宮跡保存活用計画が現在策定中の京都府文化財保存活用大綱に沿った内容であると回答を得る

(2) 史跡長岡宮跡保存活用計画報告書について

本委員会において意見のあった箇所を修正し報告書印刷製本を行うことを説明

(3) 史跡長岡宮跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容について

杉原委員長から委員会を代表して向日市教育委員会に提言（次頁に掲載）

(4) 史跡長岡宮跡保存活用計画の承認について

出席委員の承認を得る

最終回として、これまでの保存活用計画について総括するとともに、報告書の内容を確認し、最後に杉原委員長から向日市教育委員会に「史跡長岡宮跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容について」が提言され、計画内容の承認を得た。

この承認された計画内容を本書に記載した。

令和2年2月25日

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男 様

史跡長岡宮跡保存活用計画策定委員会

委員長 杉原 和雄

史跡長岡宮跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容について

上記のことについて、委員会において取りまとめたので、下記の通り報告します。

史跡長岡宮跡の本質的価値を認識し、広く関係機関等で情報の共有化や連携・調整を図り、市民等と一丸となって、史実に忠実に史跡長岡宮跡の特長を活かし、地域の特色ある歴史・文化遺産として、後世に残す保存・活用・整備に向けての取り組みを行ってください。

記

1 史跡の名称及び指定年月日等

- (1) 種 別 史跡
- (2) 名 称 長岡宮跡
- (3) 指定年月日 昭和 39 年(1964) 4 月 27 日 地域追加指定 11 回
- (4) 管 理 団 体 京都府向日市 昭和 49 年(1974)12 月 12 日指定
- (5) 所在の場所 京都府向日市鶏冠井町大極殿 2 6 番 2 8 ほか
- (6) 指 定 面 積 15,714.52 m²
- (7) 備 考 調査研究成果に基づき今後とも史跡指定地の拡充と拡大を図ること

2 保存活用計画

- (1) 名 称 史跡長岡宮跡保存活用計画
- (2) 計 画 期 間 令和 2 年 (2020) 4 月 1 日～令和 12 年 (2030) 3 月 3 1 日

- (3) 備考 史跡長岡宮跡を適切に保存し次代へと確実に継承するため第2次、第3次保存活用計画へと確実に発展させていくこと

3 史跡長岡宮跡の本質的価値

長岡京は、奈良平城の地を離れ京都山背国に作られた最初の都で、奈良時代から平安時代に至る過渡期の都城遺跡として、古代都城間の関係、都城・宮の構造、政務や儀式、経済の変遷などを考える上できわめて重要な都城のひとつである。長岡宮は長岡京の中央北端部に位置し長岡京の中枢をなす、史跡長岡宮は律令国家の成立と展開の過程を知る上で極めて重要な遺跡である。

4 史跡長岡宮跡の保存活用のための基本方針

- (1) 長岡宮跡の本質的な価値を構成する要素の保存と継承を図ること。
- (2) 史跡指定地と一連の遺跡である隣接する長岡宮跡の中核施設が分布する範囲の保存の手立てを講じること。また、長岡京跡に遺跡についても同様の措置を講じること。
- (3) 史跡の保護に必要な範囲については、追加指定や公有化を図り、保存を確かなものとしていくとともに、史跡の周辺環境の保全の方向を検討すること。
- (4) 長岡宮跡及び長岡京のもつ有形無形の様々な価値を、教育面での活用をはじめとして、本市を代表するまちづくりの資産や観光資源としてなど多様な活用を図ること。
- (5) 活用・整備に際しては、遺跡の総体的な理解を深めるために、歴史的関連地との有機的な連携を図ること。
- (6) 史跡の価値をより顕在化し、有効に活用するために、史跡の整備を計画的に実施するとともに、既整備地においても必要に応じて再整備を行うこと。
- (7) 地域の歴史・文化の継承のために、地域住民との協働による保存・活用・整備と管理体制の構築を図ること。

5 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為について

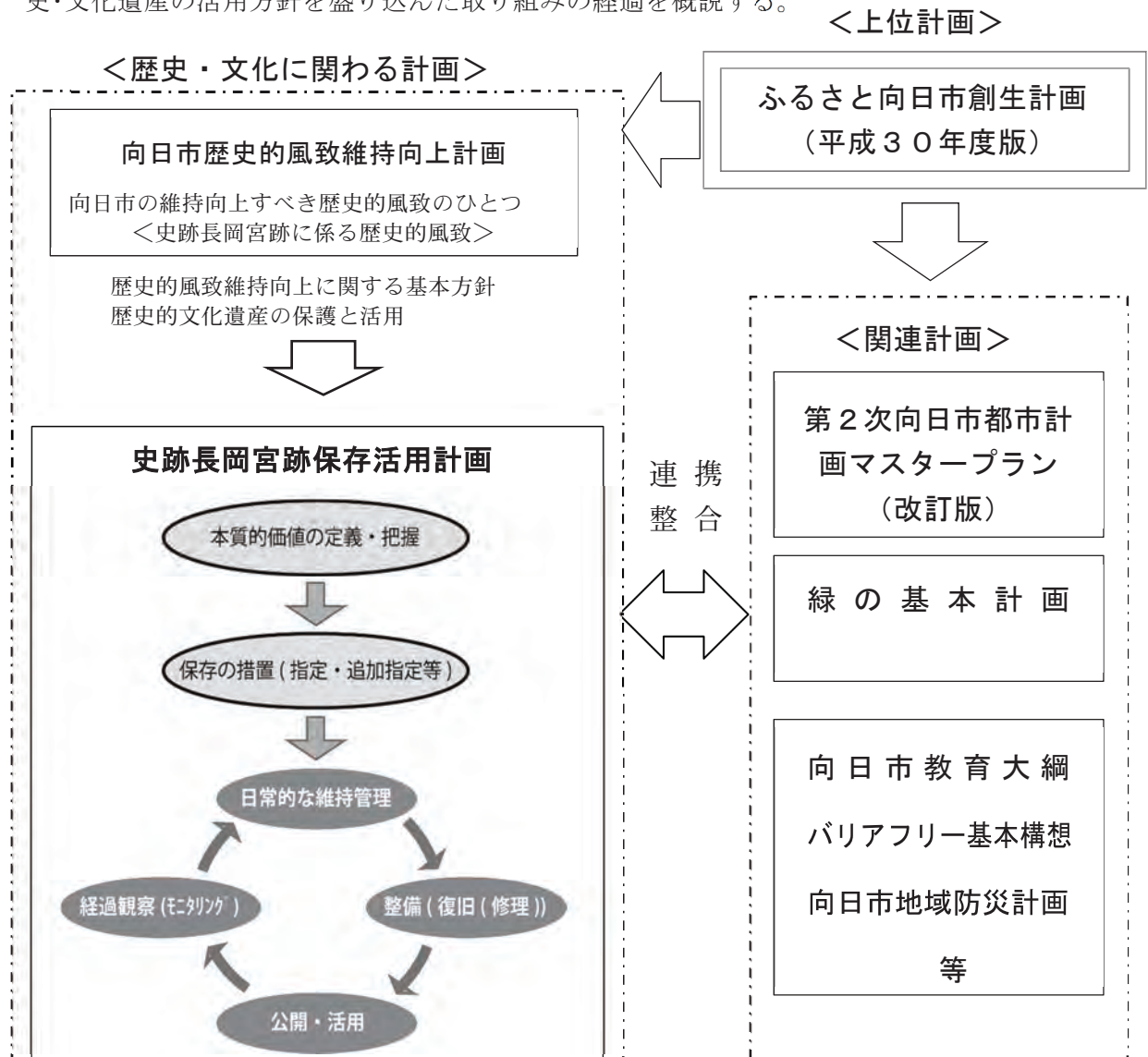
現状変更等については、原則として史跡の調査研究、保存活用に必要な行為以外は認めないこと。ただし、史跡と直接関係しない公園施設や公益施設として必要な防災機能の充足等については史跡の価値を損なわない範囲において認めるものとする。また、民有地の史跡については、既存施設の補修等軽微な行為など生活に係わる必要不可欠な行為は認めるものとし、公有化に努めること。

以上

第5節 市の上位計画及び関連計画との関係

本市は、7.72㎢というコンパクトな市域の中で、長岡京跡の中核部である宮域をはじめ、向日丘陵上に史跡乙訓古墳群を構成する五塚原古墳や元稲荷古墳、寺戸大塚古墳、南条古墳、物集女車塚古墳をはじめ数多くの遺跡が所在する。一方で、本市は京都、大阪近郊に位置し交通の便も良好なことから、開発等が数多くあり、絶えず長岡京跡を含めた貴重な埋蔵文化財が破壊の危機に直面している。

このような状況下で、文化財をどのようにとらえ保護し整備・活用を図り、まちづくりに活かしていくかは重要課題である。特に本市を代表する文化遺産であり、市域に関連遺構が広く分布する長岡宮跡はまちづくりと密接な関係をもっている。近年では「向日市歴史的風致維持向上計画」に基づき、長岡宮跡をはじめとする歴史的風致を活かしたまちづくりを実践している。本節では、史跡長岡宮跡の整備や活用の基礎となる本市のふるさと向日市創生計画など上位計画や関連計画の策定時に、文化財を含めた本市の歴史・文化遺産の活用方針を盛り込んだ取り組みの経過を概説する。



1-15図 史跡長岡宮跡保存活用計画と上位・関連計画の関係

1) 第5次向日市総合計画

本総合計画の「基本構想」は、平成22(2010)年度から平成31(2019)年度までの10年間のまちづくりの指針となるものである。

<将来都市像>

活力とやすらぎのあるまち

みんなでつくる7.67向日

※市域面積7.72㎢は全国で3番目、西日本では最も小さいもので、この特徴を生かし、小さいからこそできることを積極的に進めていきます。

※7.67は策定時の市域の面積

<土地利用構想>

○やすらぎ軸の機能

竹林などの自然資源や歴史的資源、地域文化を生かした特色ある機能の保全・整備や沿道景観の向上、歩いて楽しめる空間づくりを目指します。



1-16図 土地利用構想図

ゾーン	ゾーンの機能
住居地	既存住宅地を中心とするゾーンは、ゆとりある空間を確保し、防災機能を整備することにより、市民が安全・快適に生活できる住環境の形成、誘導を図ります。
田園緑地	市街化調整区域の農地は、生産・環境・防災面と都市の貴重なオープンスペースとして保全・活用します。 また、鉄道駅周辺や産業ゾーンに隣接する区域など、ポテンシャルの高い地域においては、まちの活性化に向けた都市的な利用も検討します。
丘陵緑地	西ノ岡丘陵一帯は、豊かな自然緑地を保全するとともに、市民レクリエーションの場として活用します。
産業	国道171号周辺は、工業・流通業の集積地としての環境整備と産業機能への強化を図ります。
新市街地	市北部の新市街地を中心とする地域は、広域的な商業・業務機能や、居住機能、文教機能など複合的な都市機能を持った新たな市街地を形成します。

<基本政策>

- I 安心・安全に暮らせる住環境を創り出す
- II にぎわいと活力のあるまちの基盤を整える

Ⅲ まちの今と将来を担う人を育む

2) ふるさと向日市創生計画

本計画は、第5次総合計画基本構想を踏まえつつ、後期基本計画に代わるまちづくりの最上位計画である。平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5か年を計画期間とし、施策の柱を

- Ⅰ 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり
- Ⅱ 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり
- Ⅲ 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

としている。そして、令和2(2020)年度から第2次ふるさと向日市創生計画として新たに開始される。

＜施策：歴史・文化資源の整備と活用＞

基本方向	・ 史跡長岡宮跡や古墳群等市内に所在する文化財の保護及び積極的な整備・活用に努め、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進し、未来に継承します。 ・ 市内外の人々が集い交流できる歴史文化拠点を整備します。
取組	・ 歴史文化拠点の整備 ・ 史跡長岡宮跡や古墳群の整備の推進
施策が目指す姿・目標	・ 史跡長岡宮跡や古墳群等の魅力あふれる全国に知られたまち

＜施策：公園緑地の整備と緑の保全＞

基本方向	・ 市民や来訪者が憩い、やすらぐことができる場として、歴史や文化、景観資源を最大限活かした夢のある公園整備を推進します。
取組	・ 歴史的風致維持向上計画に整合した公園整備 ・ 古墳等歴史資産を活用した公園緑地整備
施策が目指す姿・目標	・ 歴史・文化・景観資源を活用した公園のあるまち ・ 市民ふれあい広場や大極殿公園等の整備

＜施策1：生涯学習環境の充実＞

基本方向	・ 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす場や学習機会の充実に努めます。
取組	・ ふるさと向日市の歴史を活かした講座等多様な学習機会の提供
施策が目指す姿・目標	・ 誰もが、いつでもどこでも、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を活かすことのできるまち

＜施策：市民文化の振興＞

基本方向	・ 市民の自主的な芸術や文化活動に対する支援を行うとともに、文化事業の充実を図る等、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めます。
取組	・ 文化事業の充実

施策が目指す姿・目標	・文化活動を通じて、生きがいと誇りを持つことができるまち ・貴重な歴史・文化資源を受け継ぎ、大切に守り育て、未来に継承するまち
------------	--

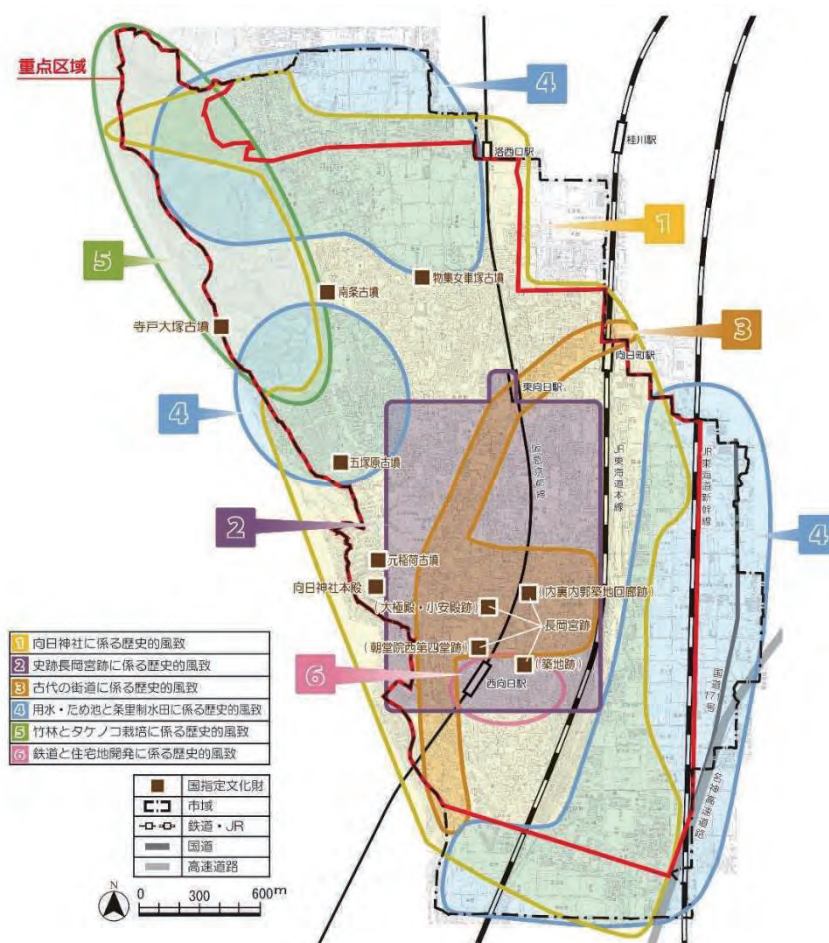
3) 向日市歴史的風致維持向上計画

平成20年(2008)5月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定されたことを受け、ふるさと向日市に対する愛着を高めるため、歴史・文化を活かしたまちづくりの指針として策定し、平成27年(2015)2月に認定されたものである。

全国の中でも重点区域が市域全域にわたるものは向日市のみである。

<向日市の維持向上すべき歴史的風致>

- 1 向日神社に係る歴史的風致(神社と各種祭礼)
- 2 史跡長岡宮跡に係る歴史的風致(史跡長岡宮跡と大極殿祭)
- 3 古代の街道に係る歴史的風致(説法石と題目踊)
- 4 用水・ため池と条里制水田に係る歴史的風致
- 5 竹林とタケノコ栽培に係る歴史的風致
- 6 鉄道と住宅地開発に係る歴史的風致



1-17図 向日市の維持向上すべき歴史的風致位置図

＜歴史的風致維持向上に関する基本方針＞

- 1 歴史と文化に関する情報発信、情報提供に努め、「向日市」の認知度を高めます
- 2 地域の伝統文化の保存・継承、後継者の育成に努めます
- 3 歴史・文化資源を維持保全するとともに、活用を図ります
- 4 美しい景観の保全と修景に努めます
- 5 「大極殿のあるまち 向日市」にふさわしい地域・観光振興を推進します

＜歴史文化遺産の保存と活用に関する事項＞

- 1 文化財の保存・活用に関する取組み
 - ・指定等文化財の適切な保存や管理
 - ・未指定の文化財についての現状把握の実施と調査に基づく文化財指定
 - ・無形文化財の記録作成や保存継承
- 2 文化財の修理（整備）
 - ・文献、調査などに基づいた適切な工法による修理（整備）の実施
- 3 文化財の保存・活用を行うための施設
 - ・文化財の保存・活用の拠点施設（文化資料館など）の有効活用と一体的な情報発信
 - ・市内の歴史・文化資源のネットワークの強化、便益施設等の整備
- 4 文化財の周辺環境の保全
 - ・「向日市まちづくり条例」による周辺環境の保全
- 5 文化財の防災・防犯に関する取組み
 - ・定期的な防災訓練の実施
 - ・文化財の耐震状況の把握と耐震対策の検討
- 6 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する取組み
 - ・各種講座、講演会、展示会など普及・啓発を推進するための継続的な取組みの実施
 - ・市内の小・中学校、高等学校への出前授業の継続的な取組みの実施
 - ・地域に根付く行事や伝統文化の保存継承に取り組む活動に対する適切な支援を講じるための仕組みの検討
- 7 埋蔵文化財の取扱い
 - ・長岡宮跡の継続的調査を進めるとともに、追加指定などによる遺跡の恒久的保存
 - ・史跡長岡宮跡の史跡指定地の拡大の推進、埋蔵文化財の確実な保存と活用
- 8 文化財の保存・活用に係る体制
 - ・関係部署の連携による文化財の保存・活用の推進
 - ・整備検討委員会、地元との連携による史跡の整備と活用推進
- 9 文化財の保存・活用に関わる住民・各種団体に関する取組み
 - ・各団体と行政・関係機関の緊密に連携した体制の構築
 - ・活動団体の交流・ネットワーク化の推進
 - ・後継者育成を図るための保存団体の組織化の推進、市民全体で文化財を支えて行く体制の構築

4) 第2次向日市都市計画マスタープラン（改訂版）

「第2次向日市都市計画マスタープラン（改訂版）」（平成31年(2019)1月策定）は、令和2年(2020)3月を目標年次とし、同年4月から新たな一步を計画している。

まちづくりの基本方針として、都市計画の目標を

～緑と歴史につつまれた美しいまち むこう～

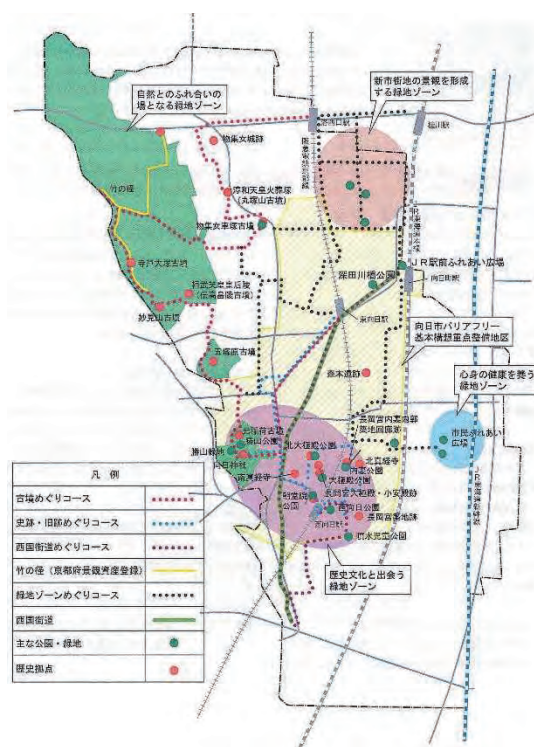
とし、都市計画の重視すべき視点のひとつを、

～豊かな自然や歴史・文化資源の魅力を演出する都市づくり～

と設定している。



1-18図 土地利用方針図



1-19図 歴史と緑の散策の径ネットワークの整備方針図

<土地利用方針>

史跡長岡宮跡は、歴史資源エリアにゾーニングされている。

■土地利用方針の考え方

向日神社や長岡宮跡など歴史的資源が分布している地区については、景観法に基づく景観計画の作成や地区計画制度の活用などにより、その個性を活かした古都向日らしい景観整備を図ります。

<都市施設の整備方針>

■整備指針

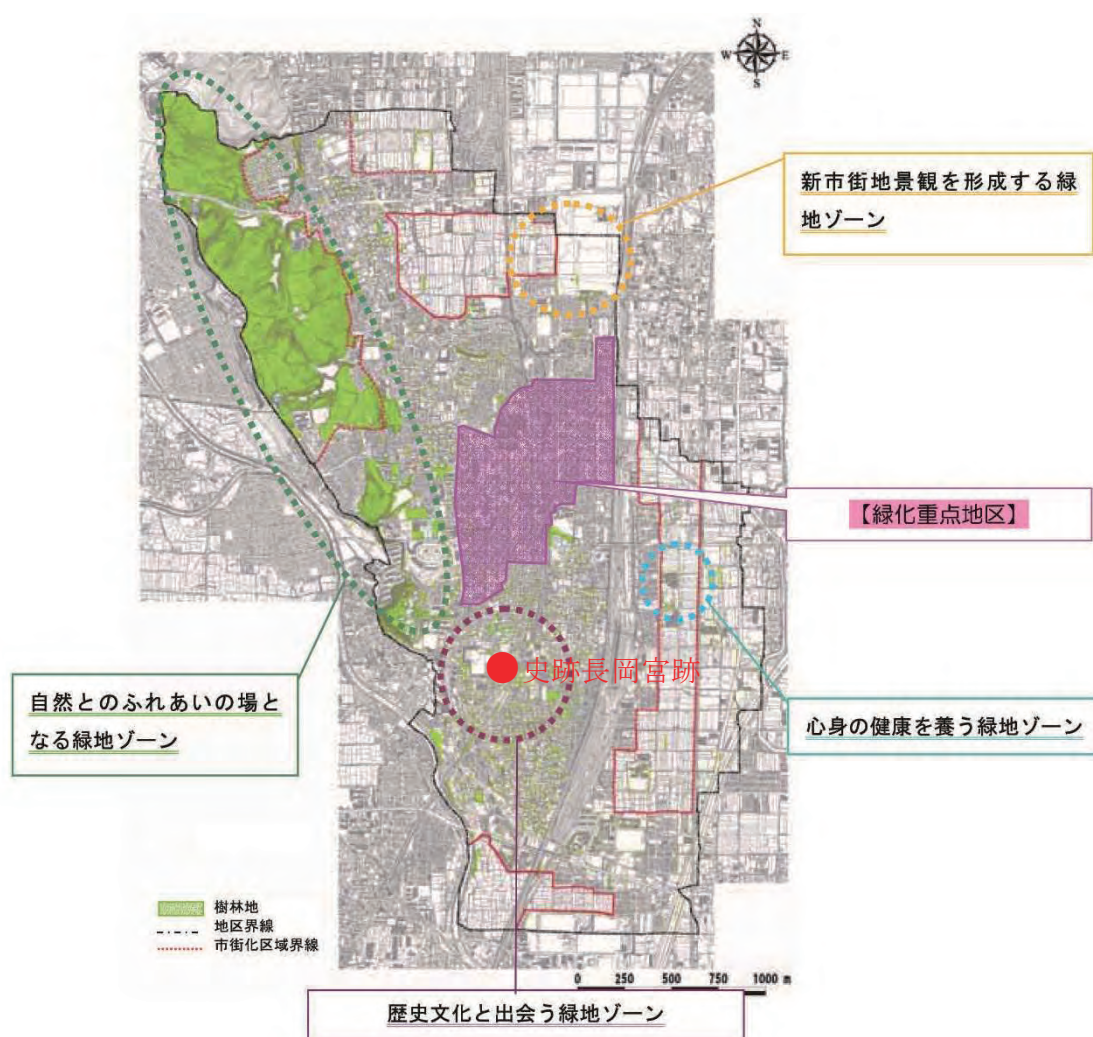
歴史的資源と緑を活かした歩行者ネットワークの形成

5) 緑の基本計画と長岡宮跡

本項では、20年間の計画的な緑地の整備や施設の緑化等についての方針、具体的な施策を定めた向日市緑の基本計画（平成19年(2007)3月策定）のなかで示した文化財の保存と活用に関して概説する。

〔基本理念 向日市～市民が誇る都の魅力づくり～〕

これまで培われてきた本市の歴史・文化・生産に根ざした緑の財産としての価値を理解し、市民に愛され支えられた質の高い味わいのある緑の保全・創出を基本に、それぞれの緑の高揚が十分に発揮されるよう、きめ細かな緑のネットワーク形成を図る。



1-20図 歴史文化と出会う緑地ゾーン（向日市緑の基本計画より）

〔緑の課題〕

本市は、長岡京という、全国でも特異な歴史をもつところであるが、その面影は宅地開発の波の中で失われつつある。このため、史跡長岡宮跡の面影を維持しつつ、多くの市民や来訪者がその歴史性を理解できるよう、公園緑地等として整備はもとより、「歴史の径づくり」など、ネットワークの形成を重視した緑の育成を図る必要がある。

〔歴史・文化サテライト力と保全の創出〕

○歴史的資産の活用－歴史的資源の活用（古墳公園の整備、長岡宮跡の園地整備）

市内には、古墳、神社、長岡宮跡に関連する史跡など、目に見える形で貴重な歴史文化遺産が散在している。既にその一部は、公園的整備がなされ利用されているものもあるが、発掘調査とも連動し、今後新たに整備が見込まれるものもある。

このため、こうした歴史的資源を活用した公園的整備を推進する中で、利用ルートのあり方や資源の特性を生かした花や修景のあり方などについて検討する。

〔地域特性を生かした緑地の配置と緑化重点地区の指定〕

○歴史文化と出会う緑地ゾーン

長岡京跡や古墳などの向日市における歴史的文化資源を活用した緑地を整備する。

そして、史跡公園や都市公園をきめ細かく確保するとともに、これらのネットワーク化を図り、全体として一帯となった緑の歴史文化ゾーンを形成する。

6) バリアフリー基本構想と長岡宮跡

本項では、平成19年(2007)3月に策定した向日市バリアフリー基本構想のなかで示した文化財の保存と活用に関して概説する。

〔都市公園特定事業に適合した整備〕

特定公園の施設の新設、増設又は改築を行う際には、都市公園移動等円滑化基準(平成18年(2006)12月18日、国土交通省令第115号)に適合させて実施する。

史跡公園等においては、文化財に関する整備とバリアフリー化に関する整備との調和を図る。

〔都市公園特定事業に適合した整備方針〕

施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障がいのある人等をはじめ、あらゆる人が利用しやすいようにユニバーサルデザインを取り入れた整備を目指す。

〔具体的方針〕

公共用道路から（史跡）公園出入り口までには「段」などを設けないものとし、地形及びその他の状況などによりやむを得ず「段」が生じる場合にはスロープを併設することにより段差を解消するものとする。

（史跡）公園出入り口にスロープを設置する場合には、主要な導線の近くに設置するように努め、できるだけわかりやすい位置に設置する。

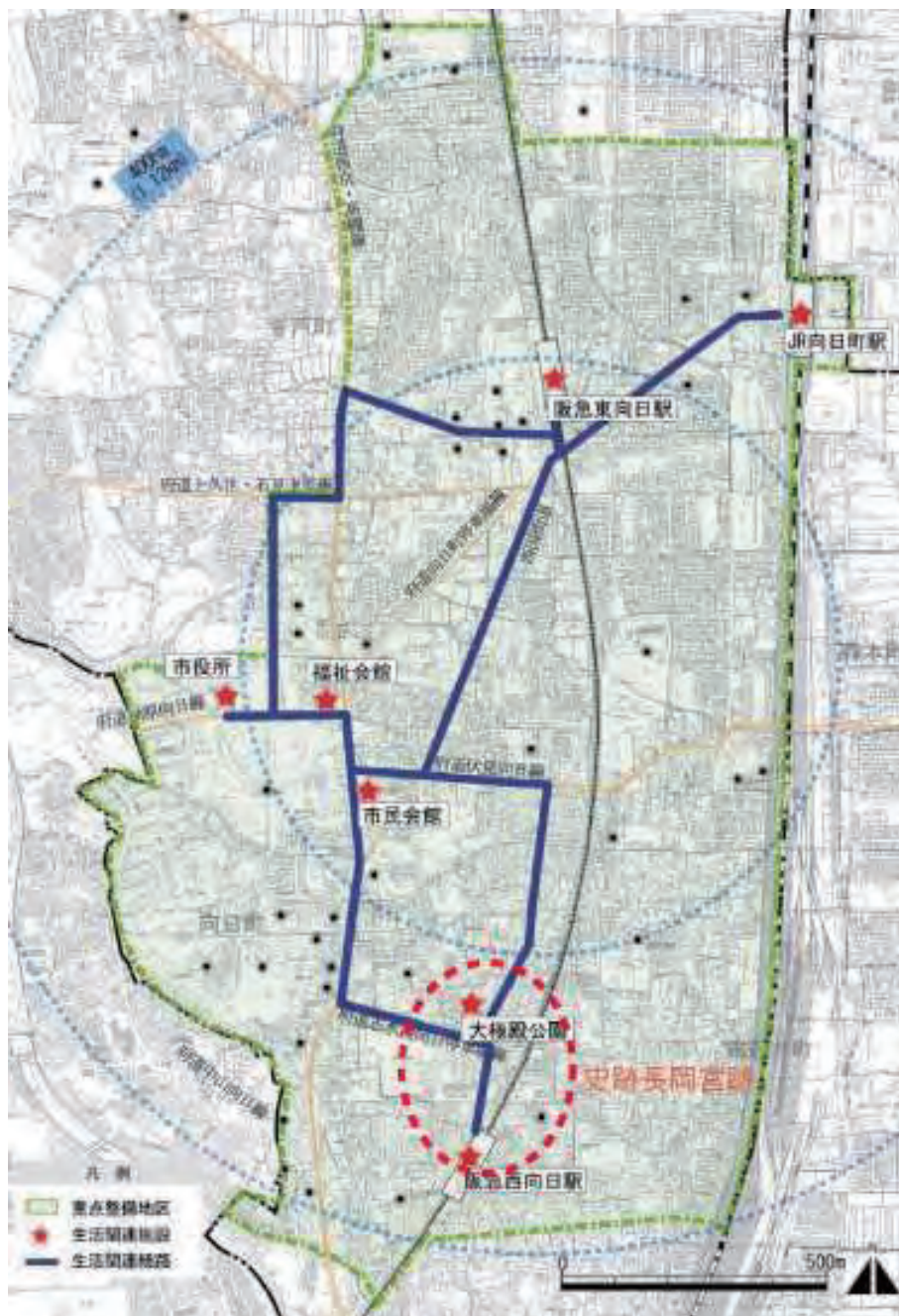
（史跡）公園内には、ベンチ等の休憩施設を設けるものとし、ベンチ等を新たに設置する場合には四阿など上屋を設置するか、又は木陰となる位置に設置するよう配慮する。

史跡案内所等の設置については、必要性について考慮し、文化庁等と十分な協議を行う。

〔案内設置等〕

公園の配置等に関する情報案内板を設ける場合には、点字による表示を設けるものとし、案内板から最も主要な出入り口を結ぶ経路には線状ブロックを敷設するものとする。

道路等に接する公園出入り口部及び階段に接する上端部分においては点状ブロックを敷設するものとする。



1-21図 生活関連施設及び生活関連経路図
(向日市パリアリ-基本構想より)

第6節 計画の実施

本計画の計画期間は、令和2(2020)年度を初年度とし、令和12年(2030)年度までの10か年である。(第2回保存活用計画策定委員会において承認)

計画期間の決定理由は、第2次ふるさと向日市創生計画及び向日市都市計画マスタープラン(改訂版)、向日市歴史的風致維持向上計画など、最上位並びに関連する計画が令和2(2020)年度から新たな一歩を踏み出すため、本計画も同一歩調を取ることにした。

史跡長岡宮跡保存活用計画期間

令和2年(2020)4月1日～令和12年(2030)3月31日

なお、本計画が国に認定された場合は(認定申請を予定)

計画認定後～令和12年(2030)3月31日

計画期間中であっても、史跡長岡宮跡は開発圧力の強い市街地中心部に位置することから、社会情勢等の変化にも柔軟に対応しつつ、保存活用の将来像の実現のために必要に応じた見直し等も視野に入れるものとする。

また、本計画は10年で終了するものではなく、史跡長岡宮跡を適切に保存し次代へと確実に継承するため、第2次、第3次保存活用計画へと発展させていきたい。

